

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2025 年 4 月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を記載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「脱退一時金②」です。

第 33 講 「脱退一時金②」

(確定拠出年金法附則第 2 条の 2 ほか)

「脱退一時金」とは、確定拠出年金の加入者の資格を喪失した者が、所定の要件のもとに、その後、加入者、運用指図者のいずれにもならず制度から脱退した場合に受ける一時金です。脱退一時金には、企業型年金のもとで支給される脱退一時金と個人型年金のもとで支給される脱退一時金がありますが、今回は企業型年金のもとで支給される脱退一時金についてみてみます。

企業型年金のもとで支給される脱退一時金に関する規定としては、確定拠出年金法附則第 2 条の 2 があり、このほかに確定拠出年金法施行令第 59 条や法令解釈第 12 などがあります。なお、「確定拠出年金法附則第 2 条の 2」と枝番号になっていることから分かるように、企業型年金のもとで支給される脱退一時金は確定拠出年金法の制定当初にはなかった給付であり、2004 年の法改正に伴い 2005 年 10 月 1 日に施行されたものです。それでは、まず、主な条文をみてみましょう。

確定拠出年金法第 2 条の 2 (脱退一時金)

第 1 項 当分の間、次の各号のいずれにも該当する企業型年金加入者であった者又は第一号及び第三号並びに次条第一項各号(第七号を除く。)のいずれにも該当する企業型年金加入者であった者は、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に、脱退一時金の支給を請求することができる。

- 一 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でないこと。
- 二 当該請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額以下であること。
- 三 最後に当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月を経過していないこと。

確定拠出年金法施行令第 59 条 (法附則第二条の二第一項の脱退一時金の支給要件等)

第 1 項 (略)

第 2 項 法附則第二条の二第一項第二号の政令で定める額は、一万五千円とする。

(以下略)

確定拠出年金法附則第 2 条の 2 第 1 項により、企業型年金のもとで支給される脱退一時金は、受給要件を満たした者が、企業型年金の記録関連運営管理機関に請求した場合に受給することができます。受給要件を満たすパターンには次の 2 つのパターンがあります。

1つめのパターンは、①企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者、個人型年金運用指図者のいずれでもでないこと、②個人別管理資産の額が政令で定める額以下であること、③企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6ヵ月以内であることの全てを満たすことです。

もっとも②の政令で定める額以下は、同施行令 59 条第 2 項により 1 万 5,000 円以下であるため、この要件を満たすのは、個人別管理資産の額が極めて少額な場合といえます。

そこで、2つめのパターンとして、個人別管理資産の額が 1 万 5,000 円を超える場合でも、①と③に加え、個人型年金のもとで支給される脱退一時金（確定拠出年金法附則第 3 条）の要件を満たすときは、企業型年金のもとで脱退一時金を受給することができます（個人型年金のもとで支給される脱退一時金の詳細は第 32 講参照）。これにより、企業型年金加入者の資格を喪失後、個人別管理資産を個人型年金に移換せずに、企業型年金から直接脱退一時金を受給することができます。

なお、脱退一時金を請求できる期間については、個人型年金のもとで支給される脱退一時金の場合は、「加入者資格を喪失した日から起算して2年以内」であるのに対し、企業型年金のもとで支給される脱退一時金の場合は、「加入者資格を喪失した日が属する月の翌月から6か月以内」と、請求期間が短い上に、起算点も異なります。これは、意図的に請求期間を短くしたというよりは、企業型年金加入者資格を喪失した日が属する月の翌月から6か月を超えると、その時点の加入状況等に応じて個人別管理資産が自動的に移換されるため、事実上、請求できるのがその間であることによるものといえます。

受給要件を満たす者が脱退一時金を請求すると、第 2 項により、記録関連運営管理機関の裁定に基づいて、資産管理機関が脱退一時金を支給します。脱退一時金の額は、第 3 項により、個人別管理資産の額として政令で定める額とされ、具体的には確定拠出年金法施行令第 59 条第 3 項により、請求をした日から起算して3か月以内の企業型年金規約で定める日における個人別管理資産の額となります。また、第 4 項により、脱退一時金を受けた月の前月までの加入者期間、運用指図者期間は老齢給付の支給要件に係る通算加入者等期間には算入されません。

なお、脱退一時金は例外的な給付として設けられたものであり、要件を満たす場合でも、必ずしも請求することが推奨されているわけではありません。例えば、法令解釈第 12 では、他の企業年金制度からの資産の移換が見込まれる者が移換前に企業型年金加入者資格を喪失した場合には、確定拠出年金制度が老後のための制度であることに鑑み、脱退一時金の請求をせずに移換が見込まれる資産と合わせて引き続き個人別管理資産を運用することが望ましい、ということを事業主は十分に説明する必要があると記載されています。

次回（第 35 講）は、「退職一時金制度から企業型年金への制度移行」です。

※第 34 講は法改正に伴い欠番となります。

※記載内容は 2025 年 4 月 1 日現在の法令に基づくものです。

※条文の主要箇所には下線が引いてありますので、読み進める際の参考にしてください。